

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・交通事故相談

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp
HP アドレス <http://srseki.mine.nu>



2009年4月号

労働保険料・介護保険料が変わります

4月よりの雇用保険料 賃金総額（通勤費含む）に対する千分率

事業の種類	新保険料率	事業主負担分	従業員負担分	(従前)
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	(15/1000)
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	(18/1000)

4月よりの労災保険料率 全額事業主負担＝賃金総額に対する千分率

業種	新	旧	業種	新	旧
建築事業	13	15	電機機械器具製造業	3.5	4.5
食料品製造業	6.5	7.5	その他の製造業	7.5	8
繊維工業・繊維製品製造業	4.5	5.5	交通運輸事業	5	5.5
木材又は木製品製造業	15	18	ビルメンテナンス	6	6.5
印刷又は製本業	4.5	5	倉庫業・警備業	7	7
ガラス又はセメント製造業	7.5	7.5	通信・放送・新聞・出版	3	4.5
金属製品製造・金属加工業	11	14	卸売・小売、飲食・宿泊	4	5
機械器具製造業	6.5	7	その他の各種事業	3	4.5

4月よりの介護保険 40歳以上65歳未満 標準報酬月額に対する千分率

	全体	事業主	従業員
介護保険料	11.9/1000 (旧 11.3/1000)	5.95/1000	5.95/1000

新たに4月から届く **年金定期便**

これまでの“年金とくべつ便”とは異なり、この4月から国民年金・厚生年金加入者に「被保険者一人ひとりに対して、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報

を被保険者に分かりやすく通知し、ご確認をいただく」として年金定期便が郵送されます。その内容は以下のとおりです。

送付対象者 国民年金、厚生年金の被保険者

実施時期 平成21年4月～

送付周期 毎年誕生月に送付

(1) 21年度の内容

- ①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）
- ②50歳未満の人には加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の人には、「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額。
なお、既に年金受給中（全額停止中も含む）の人には年金見込額は通知されません。
- ③保険料の納付額（被保険者負担分累計）
- ④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等）
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）

(2) 22年度以降

上記①～③について、更新し通知し、上記⑤及び⑥について、直近一年分を通知。
また、節目年齢時（35歳、45歳、58歳）の方々に対しては、21年度と同内容を更新して通知するとしています。

週20時間・6ヶ月以上は雇用保険加入

平成 21 年 3 月 27 日に「改正雇用保険法」が参議院本会議で可決し成立しました。施行日は 3 月 31 日。年度末に雇用契約期間切れの離職者にも適用されます。改正の主な内容は次のとおりです。

1 雇用保険適用基準の拡大

次のいずれにも該当する人は雇用保険の被保険者になります。

- ① 週間の所定労働時間が **20 時間以上**の人
- ② **6ヶ月以上の雇用見込み**がある者

2 「特定理由離職者」を、特定受給資格者扱いに

①「特定理由離職者」とは次の者をいいます。

期間の定めのある労働契約において、契約期間が満了し、本人が契約更新を希望していたにもかかわらず、更新されないことにより離職した場合で、離職の日以前 1 年間に被保険者期間

が通算して 6 ヶ月以上ある場合、「特定理由離職者」として「特定受給資格者」と同じ基本手当の受給資格を得られる。（平成 21 年 3 月 31 日より平成 24 年 3 月 31 日までの間の暫定措置）

②「特定受給資格者」とは次の者をいいます。

- ア 倒産等により離職した者
- イ 経営難等による解雇により離職した者
- ウ 被保険者期間が離職の日以前 1 年間で 6 ヶ月以上かつ離職の日以前 2 年間で 12 ヶ月未満であって「正当な理由のある自己都合」により離職した者

③特定受給資格者および特定理由離職者の基本手当給付日数

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳～34歳			180日	210日	240日
35歳～44歳					* ②270日
45歳～59歳	90日	180日	240日	270日	330日
60歳～64歳	90日	150日	180日	210日	240日

* 1 網掛け部分：上記日数に最長 60 日の延長給付あり（雇用情勢の厳しい地域の場合）

* 2 ②：上記日数に最長 30 日の延長給付あり（同上）

* 3 45 歳以上：今後厚生労働省令により延長日数等が示される

● 派遣事業者の許可基準を厳格に

厚生労働省は、派遣業の許可制度を見直し、資産から負債を引いた額が2,000万円以上（従来は1,000万円以上）ない場合は派遣事業者として許可しないとの方針を明らかにした。1,500万円以上の現金・預金の所持も求める。関連通達を改正し、2009年10月から実施の予定。（3月27日）

● ワークシェアリング導入企業に奨励金支給へ

厚生労働省は、「日本型ワークシェアリング」促進のための支援制度の原案を明らかにし、残業時間を削減して非正規社員の解雇や雇止めを回避した企業に対して「残業削減雇用維持奨励金」（仮称）を支給する方針を明らかにした。「雇用調整助成金」の中に新たな枠組みを作り、1人当たり20～45万円を支給する考え。（3月26日）

● 「派遣切り」企業に休業手当の支払請求へ

厚生労働省は、労働者派遣法に基づく指針を改正し、「派遣切り」を行った企業に対して、残りの契約期間中の休業手当相当額の支払いを求める制度を創設する方針を明らかにした。3月31日から施行の予定。（3月26日）

● 一般労働者の賃金、10年ぶり30万円割れ

厚生労働省は3月25日、2008年賃金構造基本統計調査（全国）の結果を発表した。フルタイムで働く一般労働者の賃金（08年6月の所定内給与額）は29万9,100円で、前年と比べ0.7%減少。30万円を割り込んだのは98年以来、10年ぶりとなる。雇用形態別に見ると、男性正社員は34万5,300円（前年比0.6%減）、男性非正社員は22万4,000円（同0.1%減）、女性正社員は24万3,900円（同0.2%増）、女性非正社員は17万500円（同

1.0%増）となっている（3月26日）。

● 失業者の77%が失業給付受けられず

日本国内の失業者のうち、失業給付を受給できない人の割合が77%にのぼり、先進国の中で最悪の水準にあることが、国際労働機関（ILO）の報告書で明らかになった。最も割合が高いのはブラジル（93%）で、中国（84%）が続き、日本は3番目に高い。（3月26日）

● 「年金分割」開始でも離婚は増加せず

厚生労働省が「人口動態統計速報」を発表し、2008年の離婚件数は25万5,463組（前年比1.3%減）で、人口1,000人当たりの離婚率が「2」だったことがわかった。2003年からの減少傾向は変わらず、2007年にスタートした「年金分割制度」の影響はみられなかった。（3月21日）

● 精神疾患等の労災認定基準を見直しへ

厚生労働省は、うつ病などの精神疾患や自殺に関する労災認定基準を見直す方針を明らかにした。職場でのストレス強度の評価項目を現状の31項目から43項目に増やし、パワハラ（ひどい嫌がらせやいじめ、暴行）は最も重いストレス要因として追加する。（3月20日）

● マック「名ばかり管理職」で和解

直営店の店長を労働基準法上の管理監督者とみなして残業代を支給しないのは違法だとして、現役店長が日本マクドナルドに未払い残業代などの支払いを求めていた訴訟の控訴審で、会社側が一審の判決を事実上受け入れ、店長は管理監督者には当たらないことを認め約1,000万円を支払うとする和解が東京高裁で成立した。（3月19日）